

令和5年度 スマート・ライフスタイル 普及促進事業補助金



申請の手引き(説明会用)

令和5年5月30日

本資料は説明会時点の内容であり、事業開始までに一部変更となる可能性があります。

目次

1. 令和5年度の主な変更点	P1
2. 補助対象事業	P2
3. 補助対象事業者	P6
4. 対象設備の基準と補助額	P7
5. 補助対象経費	P22
6. 補助金申請の流れ	P24
7. 提出書類のチェックリスト	P25
8. 交付申請書の受付	P34
9. 手続代行者	P34
10. データ等の提供	P35
11. その他	P35

1. 令和5年度の主な変更点

(1) 補助金事業の呼称変更

昨年までの「スマート・エコハウス普及促進事業」から、CO₂ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換を更に推進するため、「スマート・ライフスタイル普及促進事業」に変更しました。

(2) 重点対策加速化事業の設定

既存住宅の省エネ化に対する支援強化および太陽光発電導入方法の多様化に対応し、断熱・省エネ性能の向上による快適なライフスタイルの実現に向けた新たな補助対象事業である「重点対策加速化事業」を追加設定する。

(3) 申請書提出期限の設定

交付申請書の提出期限は、事業を実施し支払完了後60日以内（もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日）までとします。

(4) 提出いただく納税証明書の変更

令和5年度より個人の方で提出いただく納税証明書は、滋賀県の県税に未納がない証明です。

3 1ページに記載の県税事務所で交付を受けてください。

(5) 工事日および購入日

対象設備の設置工事期間	重点対策加速化事業	<u>令和5年4月28日（金）～令和6年1月31日（水）まで</u>
	基本対策推進事業	<u>令和5年4月1日（土）～令和6年1月31日（水）まで</u> ※太陽光発電システムを設置し電力会社と太陽光発電システムの電力受給を行う場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とする。
	共通	※上記記載の太陽光発電システム以外の対象製品の設置完了日は、工事完了証明書（様式第5号）の日付とします。また工事を伴わない製品の購入に関しては、領収書の発行日の日付とします。
HEMSの購入日	基本対策推進事業	<u>令和5年4月1日（金）～令和6年1月31日（水）まで</u> ※購入日は、領収書の発行日となります。

(6) 交付申請書の受付期間

令和5年6月1日（木）～令和6年2月16日（金）17：15（財団終業時間）必着

※事業を実施し、支払完了後60日以内（もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日）までに申請書を提出してください

※予算額に到達した場合はその時点で受付を終了します。（HPで周知）

※不足の書類の提出が令和6年2月16日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんのでご注意ください。

2. 補助対象事業の概要

（1）補助対象事業の目的・背景

滋賀県では、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既存住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の再エネ・省エネ設備や断熱設備を導入する取組に対する補助制度を実施しています。

CO₂ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換を更に推進するため、CO₂削減効果の高い取組に対して以下のとおり支援を拡充します。

断熱・省エネ性能の高い住宅が普及することで、温室効果ガスの排出抑制に寄与とともに、住宅内の温度変化による身体に影響を及ぼすヒートショック現象の緩和や、電気代の節約等にもつながります。また、各家庭における再生可能エネルギーの導入が進むことで、災害等によりエネルギー需給に問題が生じた際の非常用電源となることも期待されます。

（2）補助対象事業の内容

これまで実施してきた補助対象事業である「基本対策推進事業」に加え、既存住宅の省エネ化に対する支援強化および太陽光発電導入方法の多様化に対応し、断熱・省エネ性能の向上による快適なライフスタイルの実現に向けた新たな補助対象事業である「重点対策加速化事業」の2つの事業を行うこととする。対象設備及び補助額等は以下のとおり。

各補助対象事業についての詳細は、4. 対象設備の基準と補助額で整理する。

区分	対象設備	事業区分	No.	主な要件	補助額	
					補助率等	上限額
住宅用太陽光発電システム		重点対策	ア	固定価格買取制度の認定を取得しないこと	7万円/kW	30万円
		基本対策	①	固定価格買取制度の認定を受けたものであること	定額	4万円
高効率給湯器	エネファーム	重点対策	イ	従来の機器より30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの	1/2以内	30万円
		基本対策	②		定額	6万円
	エネファーム以外	重点対策	ウ	従来の機器より30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの	1/2以内	10万円
		基本対策	③		定額	2万円

太陽熱利用システム	基本対策	④		定額	2万円
蓄電池	重点対策	エ	アの付帯設備であること	・ 1/3 以内 ^{*1} ・ 15.5 万円 /kWh (工事費込み・税抜き) ×1/3 以内	30万円
	基本対策	⑤		定額	5万円
V 2 H	基本対策	⑥		定額	4万円
断熱 設備	壁・窓等断熱改修	重点対策	オ	高性能建材（ガラス、窓、断熱材、玄関ドア）を用いた改修	120 ^{*2} 万円 1/3 以内
	窓断熱	基本対策	⑦		定額 2万円
高効率空調設備	重点対策	カ	従来の機器より 30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの	1/2 以内	5万円
高機能換気設備	重点対策	キ	全熱交換器	1/2 以内	5万円
高効率照明機器	重点対策	ク	調光制御機能を有するLED	1/2 以内	1万円

※1 蓄電池価格の 1/3 以内

※2 戸建住宅1戸あたり：上限 120 万円、集合住宅1戸ごと：上限 15 万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：上限5万円、集合住宅1戸ごとに：上限5万円）

個人用既存住宅（※1）において、対象設備を設置する事業が対象です。

ただし、対象設備の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であることが必要です。

※1 ①申請者もしくは同居のご家族が建物の所有者である場合のみ対象です。

②補助対象となる「既存住宅」は、対象設備を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとします。

■重点対策加速化事業 対象設備および補助額

設備名	主な設備要件	主な補助要件	補助率	補助金額 (上限額)
テ 光 住 宅 発 電 用 太 電 シ ス モ	固定価格買取制度（FIT）およびFIP制度の事業計画認定を受けないものであり、当該設備容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		7万円/kW（補助対象経費）	30万円
フ 湯 器 高 効 率 給 (エネ)アーム	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであり、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。		補助対象経費の1/2以内	30万円
高効率給湯器 (エネアーム以外)	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであり、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格）または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）	補助対象経費の1/2以内	10万円
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであり、給湯部熱効率が90%以上であること。		
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであり、連続給湯効率が90%以上であること。		
	ハイブリッド給湯器	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであり、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
池 家庭用蓄電	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること	・設備価格(円/kWh)の1/3以内 ・15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）×1/3以内	30万円
修 (壁・窓等断熱改) 断熱設備	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とし、居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室）を中心に改修、導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。	専用住宅であること（店舗、事務所等との併用は不可）	補助対象経費の1/3以内	120万円*
コ 設 高 効 率 等 (エア)空 調	従来の空調機器等に対して 30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの。	本事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備（壁・窓等断熱改修）」いずれかとあわせて行うこと。	補助対象経費の1/2以内	5万円
高機能換気設備	平時に活用するものであり、以下の要件を全て満たすこと。 ・全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること ・必要換気量（一人当たり毎時 30 m ³ 以上※）を確保すること ・熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること		補助対象経費の1/2以内	5万円
照 機 高 明 器 效 率 (LED) 照 明	調光制御機能（※1）を有する LED に限る ※1 照明制御機能を有するLEDをいい、以下のいのいずれかの機能を有するLEDのこと ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御		補助対象経費の1/2以内	1万円

*戸建住宅1戸あたり：上限 120 万円、集合住宅1戸ごと：上限 15 万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：上限 5 万円、集合住宅1戸ごとに：上限 5 万円）

■基本対策推進事業 対象設備および補助額

設備名	設備要件	補助要件	補助金額 (定額)
テ ム 光 住 宅 発 電 用 太 電 シ ス 太 電	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他の対象設備を設置する場合に補助対象とする。	4万円
フ メ ル ル 湯 高 器 効 率 (エネフーム) (エネフーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	6万円
高効率給湯器 (エネフーム以外)	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格）	2万円
ス テ ム 利 用 太 電 太 電 シ 热	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		
池 家庭 用 蓄 電	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下 のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。	5万円
ホ ー ム V2H ク ル ル (ヴィー) (トウ) (イー)	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有すること。		4万円
備 窓 断 热 設	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8m ² 以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/m ² K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。		2万円
【上記以外の要件等】			
(1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができる。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有している。			
(2) 対象設備、HEMSはいずれも未使用である。			
(3) 対象設備の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。			
(4) 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウェル）含む）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。			

3. 補助対象事業者

- この補助金の申請をする方は、次のいずれにも該当する必要があります。
- ア 補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、住居(別荘および店舗、事務所等の兼用住宅を含む、ただし賃貸住宅を除く)として自ら居住している方((建物の区分所有者等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者および第47条第1項に規定する管理法人組合を含む)※1)
 - イ 滋賀県の県税に未納がない方(※2)
 - ウ 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていない方
 - エ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第3条(4)に規定する暴力団員等ではない方(※3)

- ※1 ①マンション等集合住宅も対象となります。(賃貸住宅は、対象外です)
②住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。ただし、重点対策加速化事業の断熱設備については、兼用利用は対象外です。
③別荘として利用している場合も対象です。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。
- ※2 納期が到来している県税に未納(分納等を含む)がないこと。
- ※3 淡海環境保全財団(以下「財団」)が必要と認める場合に、滋賀県警察本部に照会することを承諾いただく必要があります。

4. 対象設備の基準と補助額

「重点対策加速化事業」および「基本対策推進事業」の各基準・要件、補助額は以下のとおりです。なお、重点対策加速化事業と基本対策推進事業の併用、またがっての同時申請はできません。

(A) 重点対策加速化事業

(1) 事業の要件

- ①補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)とする。
- ②エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③各種法令等に遵守した設備であること。

- ④整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対外とする。
- ⑤法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑥対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑦基本対策推進事業との併用はできない。
- ⑧国や県内市町等の補助金において国庫を財源とするものとの併用はできない。
- ⑨対象設備の設置工事着工日は令和5年4月28日以後であること。

(2) 交付対象事業の内容

ア 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7万円/kW（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※一事業あたり30万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> a 当該設備容量が2kW以上（増設の場合においては、増設分が2kW以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 d 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。 f PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場

	<p>合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。</p> <p>i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p>
--	---

イ 高効率給湯器（エネファーム）

交付率等	1／2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 30 万円
交付要件	a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。 b 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。

ウ 高効率給湯器（エネファーム以外）

交付率等	1／2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 10 万円
交付要件	a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。 b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が 2.7 以上であること（JIS 規格）。または、年間給湯効率が 3.1 以上であること（JRA 規格）。 c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が 90%以上であること。 d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が 90%以上であること。 e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が 90%以上であること。

エ 蓄電池

交付率等	蓄電池の価格（円/kWh）の 1／3（ただし、下記価格（※）の 1／3 を上限とする。） ※ 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） ※ 一事業あたり 30 万円
交付要件	a アで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法

	<p>法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p> <p>h 以下のすべてを満たすこと。</p> <p>(a) 蓄電池パッケージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 <p>※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>(b) 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期実効容量 <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力 <p>認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出力可能時間の例示 <p>① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p>
--	--

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起を行うこと。

・廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

・アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(c) 蓄電池部安全基準

・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

	<p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>(e) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>(f) 保証期間</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 <p>※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する 単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	--

才 断熱設備（壁・窓等断熱改修）

交付率等	<p>1／3</p> <ul style="list-style-type: none"> 高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア） <p>戸建住宅 1 戸あたり：上限 120 万円、集合住宅 1 戸ごと：上限 15 万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅 1 戸当たり：上限 5 万円、集合住宅 1 戸ごとに：上限 5 万円）</p>
交付要件	<p>a 専用住宅であること。店舗、事務所等との兼用は不可とする。</p> <p>b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。</p> <p>c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に行なうこと。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしても交付対象とならない。</p> <p>d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない 窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p>

	<p>f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p> <p>g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p> <p>【戸建住宅・集合住宅（個別）：h～j の全てを満たすこと】</p> <p>h 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。</p> <p>i 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。</p> <p>j 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。</p> <p>【集合住宅（全体）：k～n の全てを満たすこと】</p> <p>k 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。</p> <p>l 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。</p> <p>m 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。</p> <p>n 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。</p>
--	--

カ 高効率空調設備

交付率等	1／2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	<p>a ア～カいづれかの事業をあわせて行うこと。</p> <p>b 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。</p>

キ 高機能換気設備

交付率等	1／2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	<p>a ア～カいづれかの事業をあわせて行うこと。</p> <p>b 対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。</p> <p>(a) 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること</p> <p>(b) 必要換気量（一人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること</p> <p>(c) 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること</p>

	<p>※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p> <p>c 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p>
--	--

ク 高効率照明機器

交付率等	<p>1／2 (ただし、下記価格(※)を上限とする)</p> <p>※一事業あたり1万円</p>
交付要件	<p>a ア～オいずれかの事業をあわせて行うこと。</p> <p>b 調光制御機能(※1)を有するLEDに限る。</p> <p>c 屋内に設置して使用するものであること。</p> <p>d 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p> <p>※1 照明制御機能を有するLEDをいい、以下のいずれかの機能を有するLEDのこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御

(B) 基本対策推進事業

(1) 事業の要件

- ①補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)とする。
- ②エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③各種法令等に遵守した設備であること。
- ④整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑤同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
- ⑥対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者(滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者)であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。
- ⑦重点対策推進事業との併用はできない。
- ⑧複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。
ただし、次のAの額の3分の1以内とする。

$$A = a - b$$

a : 間接補助対象経費
b : 間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

⑨対象設備の設置工事着工日およびHEMS（エネルギー管理システム）の購入日は令和5年4月1日以後であること。

（2）交付対象事業の内容

① 住宅用太陽光発電システム

交付率等	定額、4万円
交付要件	<p>a 固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。</p> <p>b 設置と併せて、2万円以上のHEMS（※）を購入するもしくは他の対象設備を設置すること。</p> <p>※HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット俱楽部（太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p>

② 高効率給湯器（エネファーム）

交付率等	定額、6万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット俱楽部（太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p> <p>d 高効率給湯器（エネファーム）からの更新でないこと。</p>

③ 高効率給湯器（エネファーム以外）

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。

	<p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること（JIS規格）。または、年間給湯効率が3.1以上であること（JRA規格）。</p> <p>c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が90%以上であること。</p> <p>e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>f 高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）を含む）からの更新でないこと。</p>
--	---

④ 太陽熱利用システム

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。</p>

⑤ 蓄電池

交付率等	定額、5万円
交付要件	<p>a 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。</p> <p>b JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p> <p>c 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑥ V2H（ヴィーアル・トゥ・ホーム）

交付率等	定額、4万円
------	--------

交付要件	<p>a 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>b 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。
------	---

(7) 窓断熱設備

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。</p> <p>b 設備を設置する開口部の総面積が 8 m^2 以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が $3.49\text{W/m}^2\text{K}$ 以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。</p>

1 「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは？

系統電力から給電が停止しても、設備の機能（発電や給湯）を継続できること。

例① 停電時は自立運転に切り替わり、発電や給湯を継続できる。

例② 停電時も貯湯ユニット内のお湯をシャワーや蛇口で使える設備や、非常用取水栓からタンク内のお湯を出せる設備であればお湯を使える。

※2 高効率給湯器を設置した場合における補助対象の判断は、以下の表を参照してください。

表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲

交換前の給湯器		設置予定の対象設備	補助対象
高効率給湯器	エネファーム	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	×
	エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器 (エコワン等) ガスエンジン給湯器 (エコウィル)	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	○
型来従	電気温水器 都市ガス給湯器 LPガス給湯器 石油給湯器	高効率給湯器 (エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、 ハイブリッド給湯器)	○

【参考】(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の 主な相違点

住宅用太陽光発電システム

(A) 重点対策 加速化事業	<ul style="list-style-type: none">・FIT 又は FIP 制度の認定を取得できない。・PPA、リース契約の利用が可能。なお、自己託送を行わず、需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。
(B) 基本対策 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・FIT の認定を取得すること。・設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入するもしくは他の対象設備を設置すること。・PPA、リース契約の利用は不可

高効率給湯器（エネファーム）

(A) 重点対策 加速化事業	<ul style="list-style-type: none">・従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
(B) 基本対策 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・省CO₂効果による制限はない。(ただし、対象となる事業は表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲を確認すること。)・以下のいずれかの場合に補助対象とする。 太陽光発電と併せて設置する。 既設の太陽光発電を備えている。 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p>

高効率給湯器（エネファーム以外）

(A) 重点対策 加速化事業	<ul style="list-style-type: none">・従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
(B) 基本対策 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・省CO₂効果による制限はない。(ただし、対象となる事業は表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲を確認すること。)・省CO₂効果による制限はない。(ただし、対象となる事業は表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲を確認すること。)・以下のいずれかの場合に補助対象とする。 太陽光発電と併せて設置する。 既設の太陽光発電を備えている。 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p>

断熱設備

(A) 重点対策 加速化事業	<ul style="list-style-type: none">・店舗、事務所等との兼用はできません。・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心改修して下さい。<u>居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしても補助対象となりません。</u>・導入する断熱材・窓及びガラスは、<u>原則、改修する居室等の外皮部分（住宅の外気に接する部分）全てに設置・施工して下さい。</u>
(B) 基本対策 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。・窓の改修のみが対象です。設備を設置する開口部の総面積が 8 m²以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が 3.49W/m²K 以下であることが要件です。

家庭用蓄電池

(A) 重点対策 加速化事業	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。・本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること
(B) 基本対策 推進事業	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。JIS 規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。・蓄電容量（複数台の場合はその合計）が 1 kWh 以上かつ定格出力が 500W 以上であるもの。・以下のいずれかの場合に補助対象とする。・太陽光発電と併せて設置する。・既設の太陽光発電を備えている。

【参考】断熱設備の考え方

○補助対象となる製品の要件

環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の補助対象製品が、本補助金においても補助対象製品となります。

補助対象製品は以下のホームページをご確認ください。

<https://ekes.jp>

また、それぞれ以下の条件を満たす必要があります。

1) ガラス・窓・断熱材

A) 表 1 の性能値を満たしてください（重ね貼りも可とする）。

（表 1）部位別の必要な性能値

熱抵抗値（R値）		
天井	外壁	床
2.7以上	2.7以上	2.2以上

- B) 熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。
- C) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。
- 2) 玄関ドア
- A) 玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。
- B) 玄関ドアを改修する場合は次の①、②のいずれかを満たす場合に限ります。
- ① 熱貫流率が4.7 (W/m²·K) 以下であること (注1)
 - ② 戸と枠の組み合わせが表2のとおりであること
 - ③ 建具内部の断熱材の仕様から①又は②と同程度の性能と判断されること (注2)
- ※市場投入され一般に入手できる製品であること
- ※欄間付き、袖付きは補助対象外とする。(注3)
- (注1) 热貫流率を示すことができない場合は、表2の戸と枠の組合せの製品とする。
- (注2) 添付資料から①又は②と同程度の断熱性能があると判断できる場合は対象とするので、事前に財団に相談すること。
- (注3) 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

(表2) 補助対象となる戸と枠の組合せ

戸の仕様 ＼	金属製高断熱 フッショ構造		金属製断熱 フッショ構造		金属製 フッショ構造		金属製ハム フッショ構造		金属製または その他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属性またはその他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

○改修する居室等と部位については

- 1) 改修する部位は、表3「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分）ごとの最低改修率（延べ床面積における補助対象床面積の合計に占める割合のうち最低限の割合）の要件を満たしてください。なお、早見表によらずにリフォームする場合は暖冷房の一次エネルギー消費量15%以上削減を、省エネルギー計算によって証明してください。
- 2) 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修してください。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。
- 3) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工してください。
- 4) 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修してください。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。

補助対象床面積合計 (m ²)		
改修率 (%)	=	× 100
延べ床面積 (m ²)		

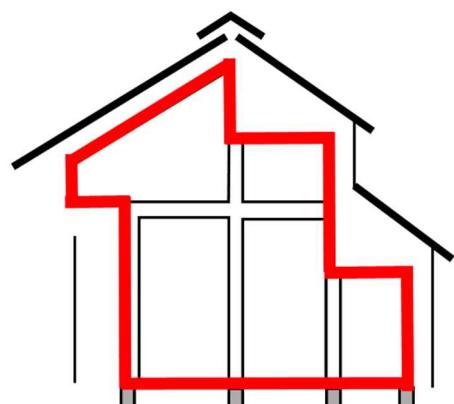
※ 少数点第1位は切捨てして整数とする。

(表3) エネルギー計算結果早見表

断熱部位 数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)	
						地域区分	
						5	6
4 部位	1	天井	外壁	床	窓・ガラス	25	25
3 部位	2	天井	外壁		窓・ガラス	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25
	4		外壁	床	窓・ガラス	25	25
	5	天井		床	窓・ガラス	25	25
	6	天井	外壁			25	25
2 部位	7	天井		床		25	25
	8	天井			窓・ガラス	25	25
	9		外壁		窓の改修	40	40
	10		外壁		ガラスの改修		
	11		外壁	床		40	40
	12			床	窓の改修	40	40
	13			床	ガラスの改修	40	40
	14				窓の改修	100	100
1 部位							

5 地域	大津市、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
6 地域	近江八幡市、草津市、守山市

※ 1 件の申請で[窓の改修]と[ガラスの改修]が混在する場合は、優先順位を[ガラスの改修] > [窓の改修]として組合せ番号を適用すること。



○窓・ガラスの工法及び施工について

- 1) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付^{※1}・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とします。なお、ガラス交換においては熱貫流率(Ug値)1.5以下の製品(グレードがG0又はG1)に限り補助対象とします。
- 2) 以下の窓は改修を要件としません。
 - A) 換気小窓^{※2}
 - B) 300×200mm以下のガラスを用いた窓
 - C) 換気を目的としたジャロジー窓
 - D) ガラスブロック
- 3) 窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品(登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る)を用いて改修する場合は補助対象とします。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。
- 4) 天窓は改修を要件としません。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とします。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう

○断熱材の施工について

- 1) 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修してください。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい(天井全体面積の最大15%まで)。
 - 2) 床改修^{※3}において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。
- ※3 外気に接する床(張出し床、ガレージ上、アルコーブ等)及びその他の床(外気に通じる床裏に接する床)をいう。

○玄関ドアの改修について

- 1) 玄関ドアを改修する場合は「補助対象となる製品の要件」における「2) 玄関ドア」に記載されている要件を満たしてください。
(注1) 押入れ等は面している居室等に属するものとする。
(注2) 上記の要件を適用せずに、個別にエネルギー計算を行い申請することも可とします。

5. 補助対象経費

対象設備の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用との合計金額です。

※ 消費税は含みません。

※ 太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。

※ 蓄電池の設置費用には、蓄電池の保証料、モニター、HEMS購入費用、HEMS設

置費用等は含みません。

- ※ 基本対策推進事業について複数の対象設備を導入する場合、申請額は上限 10 万円とします。(重点対策加速化事業について、複数の対象設備を導入する場合の申請額の上限はありません。)

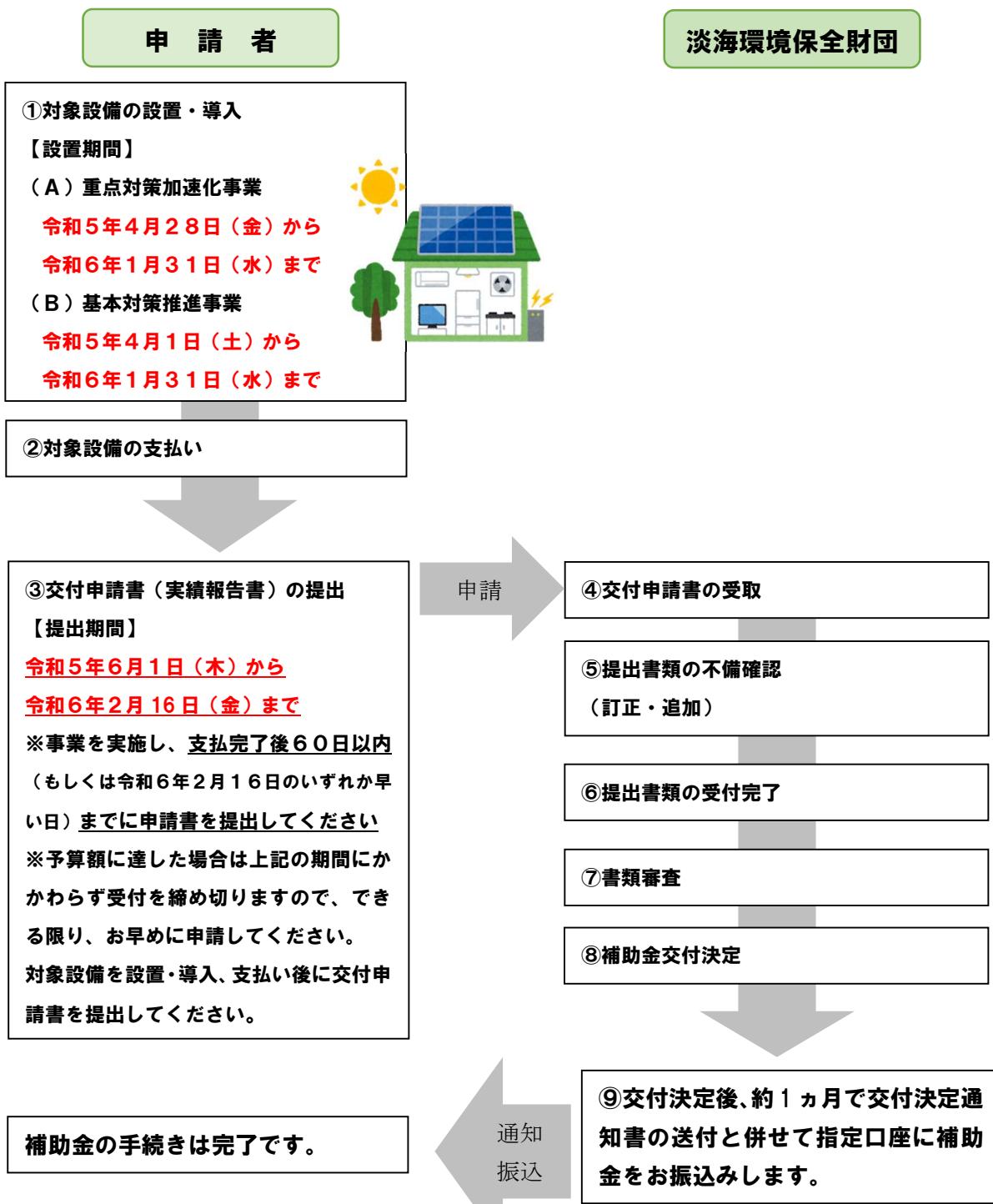
ただし、次の A の額の 3 分の 1 以内とする。

$$A = a - b$$

a : 間接補助対象経費

b : 間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

6. 補助金申請の流れ



7. 提出書類のチェックリスト

以下の通り、提出書類をA4（A3の場合は折り込む）サイズに揃えて、番号順に並べて提出してください。

（1）重点対策加速化事業 申請者

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	□提出書類チェックシート	
	2	□補助金交付申請書 (様式第1号) ①重点対策加速化事業用	
	3	□工事完了証明書 (様式第4号)	※対象設備の設置工事完了日を記載してください。
	4	□対象設備の領収書のコピー	<input type="checkbox"/> 申請者名 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 販売店名 <input type="checkbox"/> 販売店住所 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。
	5	□振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	<input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 名義人 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
	6	□対象設備設置後(改修後)の写真および家屋全体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※エコキュート等の設置後の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です。 ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があり、対象設備が写っていないなくても差し支えありません。
	7	□申請者本人の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 提出日から3か月以内に発行された現住所のもの <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

		<p>※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。 (コピーしたものは不可)</p> <p>※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。</p>	
	8	<input type="checkbox"/> 県が発行する納税証明書	<p>※県税に未納がないことの証明です。</p> <p>※31 ページに記載の県税事務所で交付を受けてください。</p>
	9 (任意)	<input type="checkbox"/> 「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書 (様式第7号)	<p>滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。</p> <p>※「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。任意のお名前で賛同可能です。(ニックネーム可)</p>
	10	<input type="checkbox"/> その他理事長が必要と認めるもの	<p>※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。</p>
集合住宅に設置した場合	11	<input type="checkbox"/> 集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置した場合	12	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	<p>※提出日から1年以内に発行されたもの。</p> <p>※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可)</p> <p>※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)</p> <p>※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。</p>
太陽光発電を設置した場合	13	<input type="checkbox"/> 証明書(PPAの場合)	<p>※サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>
	14	<input type="checkbox"/> 証明書(リースの場合)	<p>※リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>
	15	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の出力対比表のコピー	<input type="checkbox"/> モジュールの製品名 <input type="checkbox"/> 製造番号 <input type="checkbox"/> 公称発電出力 <input type="checkbox"/> 出荷時出力
	16	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備調	

		書（様式第8号）	
	17	<input type="checkbox"/> パワーコンディショナのカタログのコピー	<input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 定格出力 <input type="checkbox"/> 夜間待機電力
	18	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
高効率給湯器を設置した場合	19	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の給湯器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られることが分かる書類（様式第11号計算ファイル）
	20	<input type="checkbox"/> 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか	写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前給湯器証明書」を提出してください。
	21	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
置した場合 断熱設備を設	22	<input type="checkbox"/> 工事領収書・見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの ・財団が規定する対象経費に基づいて、製品区分毎に記入すること。 ・明細書と申請書、平面図との整合性が取れていること。

	23	<input type="checkbox"/> 平面図・姿図・求積図・求積表	<p>補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図・姿図・求積図・求積表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増減築の有無にかかわらず、改修前、改修後の 1/100～1/50 程度の各平面図（改修しないフロアも含む）を必ず提出すること。 ・平面図には「改修前」「改修後」の表記及び、方位を記載すること。 ・申請書に記載の「延べ床面積」の算定式及び、改修率の算定式を記載すること。 ・申請書に記載の「補助対象床面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積図、求積表を記載すること。 ・明細書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記すること。 ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）をする場合は姿図を必ず提出すること。なお、姿図には寸法も入れること。 ・平面図等に求積表を記載しない場合は別途提出すること。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、施工面積を記載すること。 ・求積図の番号の記載があり、明細書の求積表番号と施工面積の整合がとれていること。
	24	<input type="checkbox"/> 写真	既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真および工事を行う部位毎の工事着手後の完了写真
	25	<input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの
	26	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
高効率空調設備	27	<input type="checkbox"/> 高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られることが分かる書類（様式第 12 号計算ファイル）

	28	<input type="checkbox"/> 交換前の空調機器の機種がわかる写真、取扱説明書、購入時の書類等のいずれか（新規設置の場合を除く）	
	29	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
高機能換気設備	30	<input type="checkbox"/> 建築物に合致する最大の換気量であることが分かる設計書（必要換気量（一人当たり毎時 30 m ³ 以上）を確保できない場合のみ）	
	31	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
器具 高効率照明機	32	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類

(2) 基本対策推進事業 申請者

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	<input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート	
	2	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）②基本対策推進事業用	

	3	<input type="checkbox"/> 工事完了証明書 (様式第4号)	※太陽光発電システムの工事完了日は、電力会社との受給開始日または太陽光発電システム設置工事完了日のいずれか遅い日を記載してください。
	4	<input type="checkbox"/> 対象設備の領収書 のコピー	<input type="checkbox"/> 申請者名 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 販売店名 <input type="checkbox"/> 販売店住所 ※HEMS購入の場合は、販売店住所が滋賀県であること。 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。
	5	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳 またはキャッシュカ ードのコピー	<input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 名義人 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
	6	<input type="checkbox"/> 対象設備設置後 の写真および家屋全 体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※エコキュート等の設置後の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です。 ※窓断熱設備設置後の写真は、窓の構造が分かるようにし、また、下記No.27窓断熱設備調書に記載した番号①～④を写真に記し分かりやすく示してください。 ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があり、補助対象設備が写っていないなくても差し支えありません。
	7	<input type="checkbox"/> 申請者本人の住民 票の写し	<input type="checkbox"/> 提出日から3か月以内に発行された現住所のもの <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。 (コピーしたものは不可) ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。
	8	<input type="checkbox"/> 県が発行する納税 証明書	※県税に未納がないことの証明です。 ※31ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。

	9 (任意)	<input type="checkbox"/> 「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書 (様式第7号)	滋賀県が推進する「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。 ※「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。任意のお名前で賛同可能です。(ニックネーム可)
	10	<input type="checkbox"/> その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に設置した場合	11	<input type="checkbox"/> 集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置した場合	12	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	※提出日から1年以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可) ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください) ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
太陽光発電を設置した場合	13	<input type="checkbox"/> びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届 (様式第9号)	既に入会されている場合は、「入会登録通知」のコピーを提出してください。 びわ湖カーボンクレジット倶楽部への入会については、以下をご参考ください。 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondaka/323613.html)
	14	<input type="checkbox"/> 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー	※固定価格買取(FIT)制度の太陽光発電の事業計画認定の手続きには2ヶ月以上かかる場合があります。余裕をもって手続きを進めてください。
	15	<input type="checkbox"/> 電力受給契約内容のお知らせのコピー	
	16	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の出力対比表のコピー	<input type="checkbox"/> モジュールの製品名 <input type="checkbox"/> 製造番号 <input type="checkbox"/> 公称発電出力 <input type="checkbox"/> 出荷時出力
	17	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備調書 (様式第8号)	

	18	<input type="checkbox"/> パワーコンディショナのカタログのコピー	<input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 定格出力 <input type="checkbox"/> 夜間待機電力
	19	<input type="checkbox"/> 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
合 太陽光発電だけを対象設備とする場	20	<input type="checkbox"/> HEMSの要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	<input type="checkbox"/> エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができる必要があります。 <input type="checkbox"/> 一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有している必要があります。 <input type="checkbox"/> 未使用であること。
	21	<input type="checkbox"/> HEMSの領収書のコピー	<input type="checkbox"/> 申請者名 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 販売店名 <input type="checkbox"/> 販売店住所
	22	<input type="checkbox"/> HEMS設置後写真	
太陽光発電とシステム連携して いる対象設備を設置した場合	23	<input type="checkbox"/> システム連携していることが分かる書類	*蓄電池・V2Hを設置した場合は必須です。 <input type="checkbox"/> 配線図もしくはシステム構成図 <input type="checkbox"/> 既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
合 高効率給湯器を設置した場	24	<input type="checkbox"/> びわ湖カーボンクレジット俱楽部入会届（様式第9号）	*エネファームを設置した場合は必須です。 既に入会されている場合は、「入会登録通知」のコピーを提出してください。 びわ湖カーボンクレジット俱楽部への入会については、以下をご参考ください。 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondaka/323613.html)

	25	□交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか	写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前給湯器証明書」を提出してください。
	26	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類
窓断熱設備を設置した場合	27	□窓断熱設備調書（様式第10号）	※領収書（もしくは見積書・契約書等）に記載された窓の寸法と合っていることを確認してください。 ※番号①～④を上記No.6対象設備設置後写真に記し、分かりやすく示してください。
	28	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類

※県税事務所（上記No.8）

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-9805
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206



「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書の添付について（上記No.9）

公益財団法人淡海環境保全財団では、滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」への賛同を呼びかけています。

スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金が、徹底した省エネの推進を趣旨としており、補助金の申請は「しがCO₂ネットゼロムーブメント」のひとつと考えられることから、補助金交付申請書に添えて「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第7号）の提出をお願いします。

8. 交付申請書の受付

交付申請書の受付期間は令和5年6月1日（木）～令和6年2月16日（金）17時15分までです。※事業を実施し、支払完了後60日以内（もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日）までに申請書を提出してください。予算額に達した場合は上記の期間にかかる受付を締め切りますので、できる限り、お早めに申請してください。

受付締め切り後に提出された申請書は返却します。また、予算額に達し受付を終了した場合で、受付終了当日に提出のあった申請書が複数あれば抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は申請書を返却します。

（申請書の提出先）

公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108番地 淡海環境プラザ内

TEL：077-569-5301 FAX：077-569-5304

MAIL：pv@ohmi.or.jp

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r05smart-life/>

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時30分～17時15分（12時～13時までは除く）

申請書提出にあたっては以下の点にご注意願います。

- 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
(A3の場合は折り込む)
- 25ページ「7. 提出書類のチェックリスト」の番号順に並べてください。
- レターパック、特定記録等の追跡可能な方法により、郵送してください。
- 封筒の表に「スマートライフスタイル補助金（重点対策）」または「スマートライフスタイル補助金（基本対策）」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- 申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。
- 申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しでお願いします。修正テープ等は使用しないでください。
- 提出していただいた書類の返却はいたしません。必要な場合は、申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- 追加書類、変更書類を提出される際も同様にお願いします。

9. 手続代行者

無償で手続きを行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等に手続きを代行させることができます。その場合は、様式第1号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、代行者は、本手続きの代行で得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

57号)に従い、適切に取り扱ってください。

10. データ等の提供

補助対象事業者は、本補助金の目的に必要な範囲において、財団が太陽光発電の普及に関するデータ等の提供または現地調査の実施を求める場合、協力するよう努めてください。

11. その他

- ・国または県内市町等の補助金との併用について、A 重点対策加速化事業 については国庫を財源とする支援との併用は不可、B 基本対策推進事業 については可能です。併用する場合は、6ページ「4. 対象設備の基準と補助額」をご確認ください。機関によっては併用が認められない場合もありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。
- ・交付後に設置した対象設備に変更が生じた場合、取得財産の処分等その他の事項については「令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱」に規定がありますので、含みおきください。
- ・半導体の影響で要綱の変更がある場合やお知らせ等、HP上に掲載することがありますので、随時確認をお願いします
- ・提出していただいた書類は特段の事情がない限りこちらで保管をいたしますので、ご了承ください。

(お問い合わせ先)

公益財団法人 淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 淡海環境プラザ内
TEL：077-569-5301 FAX：077-569-5304
MAIL：pv@ohmi.or.jp
<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r05smart-life/>
受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分（12時～13時までは除く）

